

回 覧

留 総 号
平成31年 4月 5日

住 民 各 位

留寿都村長 場 谷 常 八
【公印省略】

改元に伴う公文書の取扱いについて（お知らせ）

平素より、村政の執行に対しましては、多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、新天皇の即位に伴い、「元号を定める政令」の施行により、5月1日から新元号「令和」となることから、5月1日以降に本村が作成する文書及び発送する文書等については、新元号「令和」による表記に対応することになりますが、3月末までに発送した文書及び既に公開している各種計画等（計画期間等）で、将来の年度及び日付を「平成32年度」又は「平成31年5月1日」のように「平成」で表記しているものが存在しているところです。

つきましては、「平成」で表記したこれらの日付等については、法律上の効果は変わることはありませんので、新元号に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当者
総務課総務係長 森 喜紀
TEL0136-46-3131（内線122） FAX0136-46-3545
e-mail mori-y@vill.rusutsu.lg.jp（個人）
s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp（課）
電子メールでお問い合わせの場合は不在の場合もありますので、出来るだけ課宛に送信して下さい。